

泉佐個審第7号
平成19年6月18日

泉佐野市長
新田谷 修司 様

泉佐野市個人情報保護審査会
会長 前田 徹 生

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成19年4月9日付け泉佐総総第121号で諮問のあった「大阪府後期高齢者医療広域連合との電子計算機の外部結合について」に係る泉佐野市個人情報保護条例第7条第3項の規定による外部提供禁止の例外事項について、下記のとおり答申します。

記

審議結果 保 留

理 由 本件諮問の「大阪府後期高齢者医療広域連合との電子計算機の外部結合について」は、老人保健法の改正に伴い平成20年4月1日から創設される後期高齢者医療制度を円滑に遂行するように、泉佐野市と保険者である大阪府後期高齢者医療広域連合とをオンライン結合し、被保険者及び被保険者世帯員の個人情報を提供しようとするものである。

泉佐野市個人情報保護条例第7条は、個人情報保護事務の目的以外に個人情報を利用し、又は提供することを禁じるとともに、いわゆるオンライン結合を原則禁止し、「特に公益上必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置がとられていると認めるときは、この限りでない」（第3項）と規定している。

しかしながら、大阪府後期高齢者医療広域連合においては、いまだ設立準備の段階であり、何ら個人情報について必要な保護措置がとられていると認めることができない。そもそも、オンライン結合については、個人情報の漏洩等の危険性が高く、かつ、被害が甚大なものになる可能性が大きいものであることから、当審査会としてその是非の判断には極めて慎重にならざるを得ないものである。したがって、本件諮問のオンライン結合については、現時点では判断し難く、保留するものである。後日、個人情報についての必要な保護措置が判明した時点で、改めて諮問することとされたい。